

2021年 選挙運動について

選挙運動が可能な期間：2021年4月15日～5月28日午後12時

1 選挙運動として可能なこと

行為	立候補者	正会員（個人・団体）	特記事項
葉書又はビラの配布	○	立候補者本人が配布するものに、応援弁士として併記すること。	封書は禁止。
受取者が送信を希望した場合の電子メール。	○	×	送信者の電子メールアドレスを記載する。
ウェブサイト等での文書図画の掲示…ホームページ、ブログ、Facebook、Twitter、LINE等。	○	○	ユーザー間がやり取りするメッセージ機能も含む。掲載者の電子メールアドレスを記載のこと。
演説会等の集会の主催	○	立候補者本人が主催する演説会等の集会における応援弁士。	
電話（ファクシミリを含まない）	○	○	
団体が行う選挙運動	/	その団体の規定に基づき公認した場合のみ。	配布や掲示の文書図画に公認であることを記載することができる。

2 禁止されている行為

○選挙運動期間以外の選挙運動 ⇒選挙運動が出来る期間は、選挙管理委員会が立候補の届出の受理を告示した日より、役員選任投票の日の前日午後12時までとする。
○禁止事項 (1) 飲食物を含む金品の提供を行うこと。 (2) 封筒による文書図画の配付及び郵送。 (3) 受信する正会員が送信を求めている場合の電子メール送信。 (4) ファクシミリによる文書図画の送信。 (5) 正会員の自宅及び職場等への戸別訪問。 (6) 選挙公報のすべて及び文書図画における虚偽又は不正な内容の掲示。
○選挙運動が出来ない者 (1) 一般社団法人日本作業療法士協会の正会員ではない者 (2) 一般社団法人日本作業療法士協会の選挙管理委員会の構成員

参考 役員選出規程（抜粋）

第6章 選挙運動
(選挙公報) 第26条 選挙管理委員会は、立候補者の氏名、所属施設名を掲載した選挙公報を発行し、社員へ郵送する。 2 選挙公報は、本会ホームページにも掲載することができる。 (立候補者の選挙運動) 第27条 立候補者は、自分自身の当選を目的として、投票権のある正会員に働きかける選挙運動を行うことができる。選挙運動ができる期間は、立候補の届出の受理を告示した日より役員選挙投票の日の前日午後12時までとする。

2 立候補者は、選挙運動を目的とした次の行為は可能とする。

(1) 通常の葉書による、又は封書を用いないビラによる文書図画の配布。

(2) 電子メールによる文書図画の送信。ただし、送信先は選挙運動用として電子メール送信を自ら求めて通知した者に限るものとし、送信する電子メールには送信者の電子メールアドレスを記載すること。

(3) ホームページ、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、ウェブサイト等とする）での文書図画の掲示。ウェブサイト等でユーザー間がやり取りするメッセージ機能も含む。その際、掲載した本人の電子メールアドレスを記載すること。

(4) 演説会等の集会の主催。

(5) 電話（ファクシミリを含まない）

（正会員の選挙運動）

第28条 本会の正会員である個人、及び本会の正会員を構成員とする団体は、立候補者の当選を目的として、投票権のある社員に働きかける選挙運動を行うことができる。選挙運動ができる期間は、立候補の届出の受理を告示した日より役員選任投票の日の前日午後12時までとする。

2 本会の正会員である個人、及び本会の正会員を構成員とする団体は、選挙運動を目的とした次の行為は可能とする。

(1) 立候補者本人が配布する、通常の葉書による、又は封書を用いないビラによる文書図画において、応援弁士として併記すること。

(2) ウェブサイト等での文書図画の掲示。ウェブサイト等でユーザー間がやり取りするメッセージ機能も含む。その際、掲載した本人の電子メールアドレスを記載すること。

(3) 立候補者本人が主催する演説会等の集会における応援弁士。

(4) 電話（ファクシミリを含まない）

3 本会の正会員を構成員とする団体が選挙運動を行う場合は、その団体の規定に基づき立候補者を公認する手続きを行った場合のみとする。その際に、配布や掲示する文書図画において、公認であることを記載することができる。

（選挙運動における禁止事項）

第29条 立候補者及び正会員の選挙活動において、次に挙げる行為を禁止とする。

(1) 飲食物を含む金品の提供を行うこと。

(2) 封筒による文書図画の配付及び郵送。

(3) 受信する正会員が送信を求めている場合の電子メール送信。

(4) ファクシミリによる文書図画の送信。

(5) 正会員の自宅及び職場等への戸別訪問。

(6) 選挙公報のすべて及び文書図画における虚偽又は不正な内容の掲示。

2 前項の規定に反する場合、または倫理的に問題がある場合には、選挙管理委員長の名のもとで注意、是正勧告、選挙権及び被選挙権の取り消し、当選の取り消しを行うことができる。

(1) 選挙権及び被選挙権の取り消しとするのは、立候補者がこの規定に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合とする。取り消しの期間は1年間とする。

(2) 当選の取り消しとするのは、当選人がこの規程に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合とする。当選の取り消しがあった場合には、当該当選人の人数に応じ得票数の多い順で繰り上げ当選人とする。

(3) 規定に反する及び倫理的な問題に該当すると判断され、選挙管理委員会の調査対象となる者については、弁明の機会が保障されるものとする。

(4) 第28条3項において団体の公認の手続きを行った立候補者に疑義がある場合には、その団体の理事会議事録を選挙管理委員会の調査対象とする。

(5) 選挙管理委員長は、処罰の結果を公表するものとする。

（選挙運動ができない者）

第30条 次に挙げる者は、選挙運動ができない者とする。

(1) 本会の正会員ではない者

(2) 本会の選挙管理委員会の構成員